

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	生活保護法、生活保護法施行規則
<p>【改正の概要】</p> <p>知事の権限に属する事務のうち市町が処理するものを定めている本条例について、国の省令改正に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><事務の概要></p> <p>生活保護法では、被保護者に医療扶助や介護扶助を行うためには、医療機関等を指定する必要がある、その申請の受理や県への送付事務について、愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき、各市（松山市を除く）へ権限を移譲しています。</p> <p>なお、指定された医療機関等において、名称の変更等が生じた場合も届出が必要となっています。</p> <p><改正事項></p> <p>省令改正に伴い、都道府県知事に対する生保指定医療機関の指定の申請、指定更新の申請、変更届、廃止届、休止届、再開届及び指定の辞退届を保険医療機関等に関する申請又は届出と併せて、地方厚生（支）局を経由して行うことができるようになったことに伴う関係規定の整備等。</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p>	